

経済産業省

官 印 省 略
20231024製第7号
令和5年10月30日

化学物質審議会
会長 東海 明宏 殿

経済産業大臣 西村 康稔

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第24条第1項に規定する第一種特定化学物質使用製品に関する化学物質審議会への諮問について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号。以下「法」という。）第56条第1項第1号の規定に基づき、次について諮問する。

記

「メトキシ〔2, 2, 2-トリクロロ-1-（メトキシフェニル）エチル〕ベンゼン（別名メトキシクロル）」、「1, 2, 3, 4, 7, 8, 9, 10, 13, 13, 14, 14-ドデカクロロ-1, 4, 4a, 5, 6, 6a, 7, 10, 10a, 11, 12, 12a-ドデカヒドロ-1, 4:7, 10-ジメタノジベンゾ〔a, e〕〔8〕アンヌレン（別名デクロランプラス）」及び「2-（2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル）-4, 6-ビス（2-メチルブタン-2-イル）フェノール（別名UV-328）」を法第2条第2項に規定する第一種特定化学物質に指定することに伴う法第24条第1項に規定する第一種特定化学物質が使用されている製品で輸入してはならないものの指定